

長生村障がい者活躍推進計画

機関名	長生村議会事務局
任命権者	長生村議会議長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
長生村役場における障がい者雇用に関する課題	長生村議会事務局は、職員数が40人未満の小規模な機関であり、これまで正職員の採用募集は行っておらず、組織的な体制整備は実施していない。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 （参考）40人未満の組織であるため、法定雇用障がい者数は0人
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用推進者として、村長部局の総務課長を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3ヶ月以内に専任するとともに、選任しようとしている者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> 村長部局等と連携して、職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に面談を行い必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえ継続的に必要な措置を講ずる。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。